税務かわら版

税理士　村野憲一事務所
〒104-0061
東京都中央区銀座1－22－12
藤和銀座一丁目ビル8階
TEL　０３－３５６１－３８２４
担当　長須賀

Vol. 1　平成16年秋号

秋の気配が感じられるようになりました。貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当事務所では税制改正等のトピックをお客さまに分かりやすく発信させていただくため、「税務かわら版」を発行することと致しました。少しでも皆様のお役に立つことができましたら幸いです。かわら版に関すること、またそれ以外でも随時ご相談賜りますので、お気軽にご連絡下さい。

今回のトピック　「相続時精算課税制度」

「相続時精算課税制度」って？

財産の贈与に関する制度で、親から子への財産移転を促進する目的で平成１５年に設けられました。次の条件を満たす場合にこの制度の適用を受けることができます。

① 平成１５年以後の贈与であること。

② ６５歳以上の親が２０歳以上の子に対して行う贈与であること。

（住宅取得等のための資金であるときは６５歳未満でも可）

どんなメリットがあるの？

① 贈与財産の価額から 2,500 万円を控除できます。

② 2,500 万円を超える部分に対しては一律２０％の贈与税となります。

比較的担税力の少ない子の支払うべき税金が大幅に少なくなります。平成１７年まで、さらに住宅資金特別控除 1,000 万円を控除できることから、お子さまがマイホームを考えていらっしゃる方など、適しています。

例えば・・・（最も単純な例を示しております。実際のご利用の際は個別にご相談下さい。）

（１）父母と子２人の４人家族で、父が子Ａに対し住宅取得資金 4,000 万円を贈与した。

＜子Ａが支払うべき贈与税＞

（4,000 万円－2,500 万円－1,000 万円）×２０％＝100 万円

（２）数十年後父の相続が発生し、相続財産 16,000 万円を母 10,000 万円、子Ａ1,000 万円、子Ｂ5,000 万円相続した。

＜母と子Ａ、Ｂが支払うべき相続税＞

16,000 万円＋4,000 万円－（5,000 万円＋1,000 万円×３人）（基礎控除額）

＝12,000 万円（課税遺産総額）

1,900 万円（相続税の総額）
- → 母・・・配偶者の税額軽減により無税
- → 子Ａ・・・1,900 万円×１／４－100 万円＝375 万円
- → 子Ｂ・・・1,900 万円×１／４＝475 万円

（ご参考）

従来は住宅取得資金の贈与があったときは 550 万円までの贈与について贈与税が免除される制度があり、平成１７年まではこの制度も選択できますが、その場合の上記例の＜子Ａが支払うべき贈与税＞は 1,196 万円となり、これに比べて相続時精算課税制度が有利であることがわかります。

以　上